



小田 新紀 議員
(拓政会)



2010年3月、町議会の全議員の賛成により「幕別町子どもの権利に関する条例」を可決した。地域全体で子どもたちの権利を保障するとともに、子どもたちの豊かな成長への環境整備を進めていくことを目指すもので、全国的にも事例は少なく、道外の関係者も注目する先進的な条例である。制定から10年近くが経過し、教職員や職員の異動、社会情勢の変化などがあり、あらためて本条例の意義を全町あげて確認し合い、これまで以上にその理念の実現に向けた取組が必要であると考え、次の点について伺う。

(1) 地域や学校現場で、あらためて条例を学ぶ機会の創出を図る考えは。

(2) 本町が目指す小中一貫教育、コミュニティ・スクールの大きな柱としてテーマにする考えは。

問

「子どもの権利条例」を学ぶ機会の創出を

答

個々の取組の根底にあるものとして認識しながら条例の啓発活動に取り組みたい

ことを目的として、「子どもの権利に関するポスター」を冬期休業期間中を目途に募集し、作品展を開催するとともに、優秀作品は、現在策定を進めている「第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画」の表紙や巻末などに掲載する。今後もこれまでの広報・普及活動を継続するとともに、各学校のPTA総会などの機会を捉えて保護者や大人に対する啓発活動を実施したい。

教育長(2) 条例は、子どもにとって大切な権利を明らかにし、子どもを取り巻く全ての人や団体の責務を定めることで子どもの権利を保障し、成長の過程にある子どもで支援するまちの実現を図るために制定されたもの。小中一貫教育およびコミュニティ・スクールにおいて、条例の理念が根底にあり、それを保障し、つなげていくための取組の一つであり、この条例を大きな柱として設定するのはなく、個々の取組の根底にある

ものとして認識しながら取り組みたい。

『幕別町子どもの権利に関する条例』前文（一部を抜粋）

子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在です。
子どもは、生まれたときから学び育つ力を持ち、未来への可能性が開かれています。
子どもは、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。
子どもは、子どもの持つ権利が保障される中で、その権利を正しく学び、自分の意思を自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。
子どもは、自分の意思が誠実に受け止められることで、自分が大切にされていることを実感するとともに、自分と同じように他の者を大切にすることを学び、互いの権利を尊重し合う心を身につけることができます。
子どもは、こうした経験を通して規範意識を育み、社会の一員として、様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます。
(略)
未来をつくる子どものしあわせなまちの実現を図るため、この条例を制定します。

問

教育長と一般教職員との情報交換の場を

答

さまざまな機会を捉えて教職員の声を聴き情報の共有に努める



近年、教育委員会主導により、これまでの方向性とは異なるような新たな制度導入が実施されている。一般教職員と教育委員会は、子どもたちを真ん中に、一体となつて豊かな学校教育を創り出していかねばならないと考え、次の点について伺う。

(1) 学校現場の声を聴く機会の在り方として、現状と課題は。

(2) 教育長自ら一般教職員と直接情報交換をするなど、想いを共有できる場を創出する考えは。

教育長(1) 日常的な相談事案や問題等の対応は、できる限り職員が学校に向いた上での確に状況を把握し、よりよい解決策を検討するなど学校のサポートに心がけている。教育委員会が進めようとする全ての取組について、教職員全ての思いを網羅し一致させることは難しいことと考えており、今後校長をリーダーとした組織の中で共通認識が図られるよう取り組みたい。

(2) 今後も、さまざまな機会を捉え、教職員の声に耳を傾けながら情報共有が図られるよう努めていく。